

政策会議 議事概要

1. 審議日時：令和8年5月25日（月） 13時30分～13時45分
2. 場 所：第1会議室
3. 事 案 名：船橋市の下水道事業へのウォーターPPPの導入について
4. 出 席 者：市長、林副市長、柳生副市長、健康福祉局長、市長公室長、企画財政部長、総務部長、財政課長、行政経営課長、秘書課長
＜所管部局＞建設局長、下水道部長、下水道河川計画課長、同課課長補佐、下水道総務課長、下水道河川整備課長、下水道施設課長、下水道河川管理課長
＜事務局＞政策企画課長、同課課長補佐

5. 審議概要：

(1) 事案の論点

下水道施設（下水処理場、管路）の維持管理と改築・更新を長期契約で一体的にマネジメントする官民連携方式である「ウォーターPPP」を、高瀬下水処理場、宮本ポンプ場及び高瀬処理区の合流地区において導入する。

(2) 説明概要

- 本市の下水道事業は昭和35年から整備を開始しており、今年で66年目。今後、下水道施設の老朽化に伴う修繕・再整備が増加し、職員やコストも含めて確保が厳しい状況になることが見込まれている。
- 導入の効果として考えられるのは以下のとおり。
 - ① 導入範囲の事務を事業者へ委託することにより、現在導入範囲の事務に従事している職員を、今後の事業量増大に対応するための人員として確保できるため、現在の職員数のまま今後も継続して安定した下水道事業の運営を行うことができること。
 - ② 複数業務の一本化と長期契約によるスケールメリットなど民間事業者が自らのノウハウや技術力を活用できる事業環境とすることで、事業費全体のコスト縮減が図られること。
 - ③ 污水管の改築にかかる国費支援が「ウォーターPPP」導入範囲外においても引き続き受けられること。
- 今後のスケジュールとしては、令和8年6月下旬に実施方針（案）と要求水準書（案）を公表し、いただいたご意見等を反映した実施方針と要求水準書を令和8年度第2四半期に公表予定。
- 令和8年度第4四半期に募集要項等を公表して応募者の選考などを行

い、令和9年度第4四半期に基本協定の締結をし、3か月ほどの業務引継ぎなどを経て、令和10年4月から「ウォーターPPP」事業のスタートを予定。

(3) 質疑・意見等

- 高瀬下水処理場、宮本ポンプ場及び高瀬処理区の合流地区への導入について検討を進めるとしているが、最終的な導入範囲は。
(回答) 現在検討しているのは当該範囲のみ。今後10年間運用していく中で、事業継続や範囲拡大等については必要に応じて検討していく。
- 汚水管の改築に係る国費支援に関し、ウォーターPPP 導入が要件化されているとのことだが、これは一部の区域で導入することでその他の区域で国費の支援を受けることができるのか。
(回答) そのとおり。
- 災害対応について、大規模災害時のトイレ問題は自治体として重要な施策であり、ウォーターPPP 導入後であっても災害対応は市の責務である。災害対応について事業者との役割分担を明確にしておいていただきたい。
(回答) 承知した。
- 要求水準書の作成対応はどのように行うのか。
(回答) 現在導入にかかる事業選定支援業務委託を実施しており、コンサルタントと共同で作成中。

(4) 審議結果

提案どおり了承する。